

国家戦略特別区域 区域計画

目 次

1.	東京圏 国家戦略特別区域 区域計画	· · · · ·	1
2.	福岡市 国家戦略特別区域 区域計画	· · · · ·	11
3.	仙台市 国家戦略特別区域 区域計画	· · · · ·	14
4.	仙北市 国家戦略特別区域 区域計画	· · · · ·	15

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画

1 国家戦略特別区域の名称

「東京圏 国家戦略特別区域」

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：国家戦略民間都市再生事業

内容：民間都市再生事業計画の認定に係る都市再生特別措置法の特例

(国家戦略特別区域法第25条に規定する国家戦略民間都市再生事業)

三井不動産株式会社が、日比谷地区において、日比谷公園等と連携した帰宅困難者支援機能の整備を始めとする災害対応、周辺の劇場等と連携した文化芸術発信、ベンチャー企業育成のためのビジネス連携等の機能強化のための拠点を整備する。【平成27年2月に着工予定】

(2) 名称：国家戦略都市計画建築物等整備事業

内容：都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例

(国家戦略特別区域法第21条に規定する国家戦略都市計画建築物等整備事業)

① 東急不動産株式会社及び鹿島建設株式会社が、竹芝地区において、都有地の活用により、新産業貿易センターと一体的にコンテンツ研究・人材育成拠点、外国人居住者等の生活支援施設等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙1～3のとおり決定又は変更する。【平成27年10月に着工予定】

<都が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画都市再生特別地区（竹芝地区） 別紙1

<区が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画地区計画竹芝地区地区計画 別紙2
- ・東京都市計画道路港歩行者専用道第8号線 別紙3

② 森トラスト株式会社が、虎ノ門四丁目地区において、地域資源を活用した産業育成・海外展開を支援するビジネス支援施設、外国人居住者等の生活支援施設等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙4のとおり変更する。

【平成28年1月に着工予定】

<都が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画都市再生特別地区（虎ノ門四丁目地区） 別紙4

③ 三井物産株式会社及び三井不動産株式会社が、大手町一丁目地区において、ビジネス交流、MICE機能の強化に資する多目的ホール及び世界最高水準の宿泊等の国際交流施設を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙5のとお

り変更する。【平成 28 年 7 月に着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（大手町一丁目 2 地区） 別紙 5

④ 独立行政法人都市再生機構が、東京メトロ日比谷線神谷町駅から霞ヶ関駅間において、国際的なビジネス・交流拠点形成を支える都市基盤として新駅を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 6 のとおり変更する。

【平成 28 年に着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市高速鉄道第 2 号線 別紙 6

⑤ 森ビル株式会社及び野村不動産株式会社が、虎ノ門一丁目地区において、東京メトロ日比谷線新駅の整備に併せ、バスターミナル、歩行者ネットワーク、国際的なビジネス・交流施設等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 7～10 のとおり決定又は変更する。【平成 29 年 2 月に着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（虎ノ門一丁目 3・17 地区） 別紙 7
- ・東京都市計画地区計画虎ノ門駅南地区地区計画 別紙 8

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画虎ノ門一丁目地区第一種市街地再開発事業 別紙 9
- ・東京都市計画虎ノ門駅前地区第一種市街地再開発事業 別紙 10

⑥ 東京建物株式会社が、八重洲一丁目地区において、東京駅と空港及び地方へのアクセスを強化する大規模地下バスターミナル、国際医療施設、国際ビジネス交流等の拠点を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 11～14 のとおり決定又は変更する。【平成 32 年 10 月に着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（八重洲一丁目 6 地区） 別紙 11

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画日本橋・東京駅前地区地区計画 別紙 12
- ・東京都市計画自動車ターミナル第 7 号八重洲一丁目バスターミナル 別紙 13
- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業東京駅前八重洲一丁目東地区第一種市街地再開発事業 別紙 14

⑦ 三井不動産株式会社が、八重洲二丁目地区において、東京駅と空港及び地方へのアクセスを強化する大規模地下バスターミナル、国際観光・情報発信施設、国際ビジネス交流等の拠点を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 12、

15～17 のとおり決定又は変更する。【平成 30 年 1 月に着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（八重洲二丁目 1 地区） 別紙 15

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画日本橋・東京駅前地区地区計画 別紙 12（再掲）
- ・東京都市計画自動車ターミナル第 8 号八重洲二丁目バスター・ミナル 別紙 16
- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業 別紙 17

⑧ 森ビル株式会社が、愛宕地区において、外国人等の滞在ニーズに対応した住宅・サービスアパートメント・外国人居住者等の生活支援施設を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 18 のとおり変更する。

【平成 28 年 6 月に着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画愛宕地区地区計画 別紙 18

（3）名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

（国家戦略特別区域法第 17 条に規定する国家戦略道路占用事業）

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体が、それぞれの公道を活用したイベントの開催時におけるカフェ、ベンチ等の設置等により、都心型 M I C E 及び都市観光の推進等を図る。

本事業に係る施設等の種類は、国家戦略特別区域法施行令第 19 条第 5 号のイ～ハ、当該施設等を設ける道路の区域は別添のとおりとする。

（事業実施の際は、清掃活動、迂回路等の交通案内、自転車マナーの啓発などの措置を併せて講ずる。）

① 大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会等

- ・丸の内仲通り、行幸通り、川端緑道及び千代田歩行者専用道第 5 号線（別添 1）

② 一般社団法人新宿副都心エリア環境改善委員会

- ・東京都道新宿副都心四号線・十二号線（別添 2）

③ 一般社団法人大崎エリアマネージメント等

- ・大崎駅東西自由通路・夢さん橋（別添 3）

④ さかさ川通り－おいしい道計画－

- ・蒲田駅周辺街路（別添4）

⑤ 自由が丘商店街振興組合

- ・特別区道一級幹線28号線、特別区道一級幹線29号線及び特別区道H 103号線（別添5）

(4) 名称：保険外併用療養に関する特例 関連事業

内容：保険外併用療養に関する特例

（国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業）

以下に掲げる医療機関が、米国、英国、フランス、ドイツ、カナダ若しくはオーストラリアにおいて承認を受けている医薬品等であって、日本においては未承認の医薬品等又は日本において適応外の医薬品等を用いる技術すべてを対象として、保険外併用療養に関する特例を活用し、迅速に先進医療を提供できるようにする。

① 慶應義塾大学病院（東京都新宿区）【平成26年度より実施】

- （例）クローン病や膠原病等の治療薬など

② 独立行政法人国立がん研究センター（東京都中央区）【平成26年度より実施】

- （例）東京・神奈川等において研究開発が進む、IVR（画像下治療；画像診断に用いる放射線技術を応用して行う治療法の総称）等の低侵襲がん治療、分子標的薬等を用いる個別化医療など

③ 東京大学医学部附属病院（東京都文京区）【平成26年度より実施】

- （例）東京・神奈川等において研究開発が進む生体電位駆動型ロボットを活用した身体機能回復、進行性泌尿器がんの化学療法など

④ 公益財団法人がん研究会（東京都江東区）【平成26年度より実施】

- （例）大腸腫瘍に対する腹腔鏡・内視鏡合同結腸楔状切除術など

⑤ 学校法人順天堂大学医学部附属順天堂医院（東京都文京区）

【平成26年度より実施】

- （例）呼吸器・婦人科系等の抗がん薬、分子標的治療薬など

⑥ 国立大学法人東京医科歯科大学（東京都文京区）【平成26年度より実施】

- （例）全身性エリテマトーデスに対するミコフェノール酸療法、難治性関節リウマチに対するリツキシマブ療法など

⑦ 公立大学法人横浜市立大学附属病院（神奈川県横浜市）

【平成 27 年度より実施】

（例）TFS（Tissue Fixation System）を用いた腹圧性尿失禁の治療など

（5）名称：国家戦略特別区域高度医療提供事業

内容：病床規制に係る医療法の特例

（国家戦略特別区域法第 14 条に規定する国家戦略特別区域高度医療提供事業）

① 公益財団法人がん研究会（東京都江東区）が、がん研有明病院（東京都江東区）において、世界最先端のがん医療技術であるダヴィンチ手術について、前立線がんに加え、多様な臓器がん（大腸、食道がん等）へ応用し、治療を行う等のため新たに病床 10 床を整備する。【平成 28 年中に実施】

② 医療法人社団灝志会 瀬田クリニックグループ（東京都千代田区）が、がんに対する次世代型の免疫細胞治療を中心とした診療、臨床研究開発等を推進するため、神奈川県内に新たな拠点（新規病床 19 床）を整備する。

【平成 28 年中に実施】

③ 医療法人社団葵会（東京都千代田区）が、川崎南部病院（川崎市川崎区）において、循環器領域における再生医療、低侵襲治療機器を駆使した最先端医療、バイオセラピー（がん免疫療法）、国際医療交流（医療ツーリズム）等を実施するため、ハイブリッドオペ室（新規病床 20 床）を整備する。

【平成 26 年度より実施】

④ 公立大学法人横浜市立大学（神奈川県横浜市）が、画期的な神経疾患等の診断薬やインフルエンザ等ウイルス感染症の治療薬の開発を行い、高度な医療を提供するため、同大学附属病院（横浜市金沢区）に専用病床（新規病床 20 床）を確保する。【平成 28 年中に実施】

⑤ 慶應義塾大学病院（東京都新宿区）が、クローン病や膠原病等の革新的な医薬品の開発、手術等を行い、先進的な医療を迅速に提供し、実用化するため、新たに病床 18 床を整備する。【平成 30 年度中に実施】

⑥ 学校法人順天堂順天堂大学医学部附属順天堂医院（東京都文京区）が、質の高い手術であるダヴィンチ手術の膀胱がん、子宮体がん、大腸がん等への拡大、ラジオ波治療の肝外腫瘍への拡大、皮膚難治性潰瘍による下肢切断等の回避を可能とする再生治療等先進医療を提供するため、新たに病床 12 床を整備する。

【平成 28 年度中に実施】

(6) 名称：二国間協定に基づく外国医師の業務解禁 関連事業
内容：二国間協定に基づく外国医師の業務解禁
(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)
増大する外国人患者のニーズに応えるため、下記のとおり、二国間協定の締結又は変更により、各医療機関において外国医師を新たに受け入れ、全ての外国人患者に対する診療を実施する。【平成 27 年 12 月より実施】

- ① 慶應義塾大学病院（東京都新宿区）：イギリス人 1 名
- ② 学校法人順天堂順天堂大学医学部附属順天堂医院（東京都文京区）：アメリカ人 1 名、フランス人 1 名
- ③ 学校法人聖路加国際大学聖路加国際病院（東京都中央区）及び同病院附属クリニック聖路加メディローカス（東京都千代田区）：アメリカ人 2 名

(7) 名称：公証人役場外定款認証事業
内容：公証人役場外での定款認証に係る公証人法の特例
(国家戦略特別区域法第 12 条の 2 に規定する公証人役場外定款認証事業)
外国人を含めた開業が促進されるよう、法人設立手続のワンストップ化を図るため、公証人が、4－(2) に定める「東京開業ワンストップセンター」（東京都港区赤坂 1-12-32）において、定款の認証を行うこととする。
【平成 27 年 10 月より実施】

(8) 名称：国家戦略特別区域限定保育士事業
内容：保育士資格に係る児童福祉法等の特例
(国家戦略特別区域法第 12 条の 4 に規定する国家戦略特別区域限定保育士事業)

- ① 保育士不足解消等に向けて、神奈川県がその県内全域において国家戦略特別区域限定保育士試験を実施する。【平成 27 年度より実施】
- ② 保育士不足解消等に向けて、千葉県が成田市内全域において国家戦略特別区域限定保育士試験を実施する。【平成 27 年度より実施】

(9) 名称：国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業
内容：旅館業法の特例
(国家戦略特別区域法第 13 条に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業)

国家戦略特別区域法第13条第1項に規定する特定認定を受けた者が、次に掲げる地域において、海外からの観光客やMICEへのビジネス客等の滞在に適した施設に係る外国人滞在施設経営事業を行う。

- ① 東京都大田区の別図1の区域
【平成28年1月より実施予定】

(10) 名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

(国家戦略特別区域法第16条の4に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業)

東京都が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、東京都内における外国人による創業活動を促進する。

【平成28年1月より実施予定】

(11) 名称：都市公園占用保育所等施設設置事業

内容：都市公園の占用許可に係る都市公園法の特例

(国家戦略特別区域法第20条の2に規定する都市公園占用保育所等施設設置事業)

社会福祉法人三樹会が、東京都立汐入公園（東京都荒川区）に保育所を設置し、保育サービスの需要に対応する。【平成29年4月設置】

(12) 名称：医師の養成に係る大学設置事業

内容：国際的な医療人材の育成のための医学部の新設に係る認可の基準の特例

(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)

学校法人国際医療福祉大学が、医学部の設置の認可を受けた上で、千葉県成田市において、国際的な医療人材を育成するための医学部を新設する。

【平成29年4月開設】

(13) 名称：国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業

内容：外国人家事支援人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

(国家戦略特別区域法第16条の3に規定する国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業)

国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、神奈川県全域において、女性の活躍推進や家事支援ニーズへ対応するため、外国人家事支援人材を受け入れる事業を実施する。

【平成28年3月を目途に実施】

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的・社会的効果

区域計画の実施により、医療、都市再生等の総合的な規制改革の実現、さらには東京開業ワンストップセンターの設立による対日投資効果の向上が図られ、東京圏における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(1) 事項：雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

内容：雇用条件の明確化等を通じグローバル企業やベンチャー企業等を支援するため、これらの企業の抱える課題を熟知する者を事業実施者として早期に選定し、グローバル企業等を対象に雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用して高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成27年1月末に設置】

i) 設置主体：国（競争入札により事業実施者を選定）

ii) 設置場所：都心3区（千代田区、中央区、港区）のうち、東京駅周辺、日比谷周辺、品川駅周辺、竹芝周辺、虎ノ門周辺、六本木周辺のいずれか1箇所

iii) 実施体制：施設長、事務責任者、代表弁護士、代表相談員等を配置する。

- 施設長は、組織運営に長けた者を1名配置し、本事業が「区域方針」及び「東京圏国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、助言及び指導を行うとともに、雇用労働相談センター運営推進会議（仮称）を開催し、センターの運営を円滑に実施するために必要な連絡調整を行う。

- 事務責任者（1名）は、本事業全体に係る業務の統括管理を行う。

- 代表弁護士は、特に労働関係法令や雇用指針に精通し、かつ国際的な労働ルール及び商習慣を熟知していると認められる弁護士の中から選任する。

- 代表相談員は、特に労働関係法令や労務管理の実務に精通していると認められる相談員の中から選任する。

iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

なお、企業等の要望に応じ、通訳による多言語対応等を実施する。

- 相談員による電話相談、窓口相談等の対応

- 弁護士による高度な専門性を要する個別相談対応

- 弁護士及び社会保険労務士による個別訪問指導

- セミナーの開催 等

v) その他：センターには相談員等が複数名常駐し、相談対応時間は、月・火・水・木・金曜日（国民の祝日及び年末・年始（12月29日～1月3日）を除

く。) の午前 9 時から午後 6 時までとする。

東京都が取り組む雇用就業施策やベンチャー支援策、「ビジネスコンシェルジュ東京」等との相乗効果を目指し、必要な連携を図る。

(2) 事項：外国人を含めた開業を促進するための「東京開業ワンストップセンター」の設置

内容：外国人を含めた開業の促進のため、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種申請等並びに外国人の在留資格認定証明書交付申請（以下、「法人設立等申請」という。）のための窓口を集約し、関連する相談業務や各種手続きの支援を総合的に行う「東京開業ワンストップセンター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成 27 年 4 月 1 日に設置】

- i) 設置主体：国（内閣府、法務省、国税庁、厚生労働省）及び東京都
- ii) 設置場所：独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という。）本部 7 階（アーク森ビル：東京都港区赤坂 1-12-32）
- iii) 実施体制：施設長、事務責任者、行政手続相談員を配置する。
 - ・施設長は、組織運営に長けた者を 1 名配置し、本事業が「区域方針」及び「東京圏国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、運営委員会（仮称）を開催し、センターの運営を円滑に実施するために必要な連絡調整を各省庁及び東京都と行う。また施設長は、その運営に関する責任を負う。
 - ・事務責任者（1 名）は、東京都が配置し、本事業全体に係る業務の総合窓口、連絡調整等を行う。
 - ・行政手続相談員は、法人設立等申請の行政手続きに精通していると認められる職員又は専門家を各省庁（日本年金機構など各省庁所管法人含む。）及び東京都が配置する。
- iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。
なお、企業の要望に応じ、通訳や翻訳サービス等による多言語対応を実施する。
 - ・行政手続相談員による申請書等の作成支援又は受付
 - ・センターから各省庁の管轄する窓口への申請文書等の送付
 - ・手続後の発行書類の手交又は管轄からの事業者への郵送
 - ・セミナーの開催によるセンターの取組の広報 等

- v) その他：センターには事務責任者、行政手続相談員が常駐し、相談対応時間は、月・火・水・木・金曜日（国民の祝日及び年末・年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く。）の午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。（但し、企業の需要等を踏まえたサービス提供体制を構築する観点から、半年後に、必要に応じ、運営委員会において、この規定を見直すこととする。）

る。)

東京都が取り組む外国企業支援窓口「ビジネスコンシェルジュ東京」や、国家戦略特区の取組である「東京圏雇用労働相談センター」及び外国企業の日本進出を支援する「ジェトロ対日投資・ビジネスサポートセンター（IBSC）」等との相乗効果を目指し、必要な連携を図る。

福岡市 国家戦略特別区域 区域計画

1 国家戦略特別区域の名称

「福岡市 グローバル創業・雇用創出特区」

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体等が、それぞれの公道を活用した賑わい創出のためのイベント等を開催し、MICEの魅力向上及び更なる誘致促進を図る。

本事業に係る施設等の種類は国家戦略特別区域法施行令第19条第5号のイ～ハ、当該施設等を設ける道路の区域及び各地域団体等は以下の①～⑩及び別紙のとおりとする。(事業実施の際は、清掃活動、自転車マナーの啓発(駐輪施設の周知、自転車の安全利用等)や公共交通の利用促進の措置を併せて講ずる。)

① 公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー

・天神15号線（新天町メルヘン広場：別紙1）、天神1577号線（パーサージュ広場：別紙2）、上川端322・326・327号線（川端商店街：別紙3）

② We Love天神協議会

・天神18号線（きらめき通り：別紙4）

③ 博多まちづくり推進協議会

・博多駅前線（はかた駅前通り・住吉通り：別紙5）、博多停車場線（大博通り：別紙5）、博多駅山王線（筑紫口中央通り：別紙5）

④ 御供所まちづくり協議会

・博多駅前10号線（承天寺通り：別紙6）

⑤ 一般財団法人福岡コンベンションセンター

・石城町487号線（福岡国際センター前～福岡国際会議場前：別紙7）

⑥ 西日本鉄道株式会社

・千代今宿線（天神明治通り：別紙8）

⑦ 福岡地所株式会社

・千代今宿線（天神明治通り：別紙8）

⑧ 中洲町連合会

・中洲361・332号線（中洲中央通り：別紙9）

- ⑨ 上川端商店街振興組合
 - ・上川端 326・327 号線（上川端商店街：別紙 10）
- ⑩ 川端中央商店街振興組合
 - ・上川端 322 号線（川端中央商店街：別紙 11）

（2）名称：国家戦略特別区域高度医療提供事業

内容：病床規制に係る医療法の特例

（国家戦略特別区域法第 14 条に規定する国家戦略特別区域高度医療提供事業）

地方独立行政法人福岡市立病院機構が、福岡市立こども病院（福岡市）において、高度な技術と経験を要する双胎間輸血症候群（TTTS）における胎児鏡下胎盤吻合血管レーザー凝固術（FLP）による治療の実施及びその周産期管理を行うため、新たに病床 6 床を整備する。【平成 27 年度中に実施】

（3）名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

（国家戦略特別区域法第 16 条の 4 に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業）

福岡市が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、福岡市内における外国人による創業活動を促進する。

【平成 27 年中に実施】

（4）名称：特定非営利活動法人設立促進事業

内容：N P O 法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例

（国家戦略特別区域法第 24 条の 4 に規定する特定非営利活動法人設立促進事業）

新たな産業と雇用の創出に寄与するとともに、社会起業の重要な担い手でもある特定非営利活動法人（N P O 法人）の設立を促進するため、福岡市が所轄として実施する N P O 法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、2 月から 2 週間に短縮する。【直ちに実施】

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的・社会的效果

区域計画の実施により、外国人を含めた創業の支援や M I C E の誘致等を通じ、イノベーションの推進及び新たなビジネス等の創出が促されるとともに、高度医療の提供による都市の魅力向上を通じて、福岡市における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

事項：雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

内容：雇用条件の明確化等を通じ起業等スタートアップを支援するため、事業実施者の早期選定を行い、創業間もない企業等を中心に雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用して、高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議（以下「区域会議」という。）の下に設置する。【平成 26 年 11 月に設置】

i) 設置主体：国（競争入札により事業実施者を選定）

ii) 設置場所：福岡市が設置するスタートアップカフェ（注）内

iii) 実施体制：センター長、代表弁護士、代表相談員等を配置する。

- ・センター長（1名）は、創業及び雇用創出並びに組織運営に精通していると認められる者の中から、区域会議における協議を踏まえて選定する。

- ・センター長は、雇用条件の明確化等を通じ起業等スタートアップを支援する観点から、助言及び指導を行うとともに、運営委員会（仮称）を開催し、センターの運営を円滑に実施するために必要な連絡調整を行う。

- ・代表弁護士は、特に労働関係法令や雇用指針に精通し、かつ国際的な労働ルール及び商習慣を熟知していると認められる弁護士の中から選任する。

- ・代表相談員は、特に労働関係法令や労務管理の実務に精通していると認められる相談員の中から選任する。

iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・弁護士による高度な専門性を有する個別相談対応

- ・弁護士による個別訪問指導

- ・相談員による電話相談、窓口相談等の対応

- ・セミナーの開催

v) その他：センターには相談員等が複数名常駐し、相談対応時間は、月・火・水・木・金・日曜日（国民の祝日及び年末・年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く）の午前 11 時から午後 9 時までとする。

(注) 「スタートアップカフェ」

- ・スタートアップコミュニティの核となる場として、カフェを活用し、スタートアップ人材が気軽に集まり交流できる場を福岡市の委託事業として設置する。

仙北市 国家戦略特別区域 区域計画

1 国家戦略特別区域の名称

「仙北市 地方創生・近未来特区」

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：国有林野活用促進事業

内容：国有林野の管理経営に関する法律の特例

(国家戦略特別区域法第16条の2に規定する国有林野活用促進事業)

仙北市内において、以下の事業者が田沢湖周辺地区の10haの国有林野を活用し、森林空間を高度利用した生産方式（併せ行う放牧を含む）を導入し、森林の新たな価値を創造するとともに、食産業の振興等を図る。

① 有限会社グランビア（東京都及び秋田県仙北市）【栽培作物：ハーブや果樹等】【平成28年4月より実施】

(2) 名称：農業法人経営多角化等促進事業

内容：農業生産法人に係る農地法等の特例

(国家戦略特別区域法第18条に規定する農業法人経営多角化等促進事業)

仙北市内において、以下の事業者が農地法等の特例を活用した新たな農業生産法人を設立し、高機能農作物の生産・加工を行う。

① 株式会社メディカルファーム仙北（秋田県仙北市）【営農作物：ハーブ】
【平成27年9月を目途に設立】

(3) 名称：国家戦略特別区域高年齢退職者就業促進事業

内容：高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の特例

(国家戦略特別区域法第24条の2に規定する国家戦略特別区域高年齢退職者就業促進事業)

公益社団法人秋田県シルバー人材センター連合会（秋田県秋田市）が、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の特例を活用し、高年齢退職者の就業の促進を図るための労働者派遣事業を行う。【直ちに実施】

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的・社会的效果

区域計画の実施により、多様な担い手が農業・林業に参入し、効率的・先進的な生産を取り組むとともに、素材を活用した6次産業化の推進を通じ、仙北市における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

仙台市 国家戦略特別区域 区域計画

1 国家戦略特別区域の名称

「仙台市 国家戦略特別区域」

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：特定非営利活動法人設立促進事業

内容：NPO法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例

(国家戦略特別区域法第24条の4に規定する特定非営利活動法人設立促進事業)

新たな産業と雇用の創出に寄与するとともに、社会起業の重要な担い手でもある特定非営利活動法人（NPO法人）の設立を促進するため、仙台市が所轄として実施するNPO法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、2月から2週間に短縮する。【平成27年9月より実施】

(2) 名称：国家戦略特別区域限定保育士事業

内容：保育士資格に係る児童福祉法等の特例

(国家戦略特別区域法第12条の4に規定する国家戦略特別区域限定保育士事業)

保育士不足解消に向けて、仙台市がその市内全域において、国家戦略特別区域限定保育士試験を実施する。【平成28年度より実施】

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、保育士確保による女性の社会参加が促されるとともに、社会起業の増加による社会的課題の解決と雇用の創出の両立が図られ、仙台市における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。